

修了認定等に関する中教審答申・通知等

- 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会 平成18年7月11日）
 - 3. 教員免許更新制の導入－恒常的に変化する教員として必要な資質能力の確実な保証－

（2）具体的な制度設計

- 講習内容と修了の認定：講習内容については、「教職実践演習（仮称）」に含めることが必要な事項と同様の内容を含むものとする。また、その時々で求められる教員として必要な資質能力に確実に刷新（リニューアル）する内容を含むものとする必要がある。また、学校種や教科種に関わらず、およそ教員として共通に求められる内容を中心とすることが適当である。
修了認定は、あらかじめ修了目標を定め、受講者の資質能力を適切に判定した上で修了の可否を決定することが適当である。

④ 免許状更新講習の在り方

ii) 講習の内容と修了の認定

- 免許更新講習の修了の認定については、免許更新講習の開設主体が、国が定める認定基準に基づき、あらかじめ各講習科目の修了目標を定め、受講者の資質能力を適切に判定した上で、修了の可否を決定することが適当である。

- 「教員免許更新制の運用について（報告）」（中央教育審議会 平成19年12月25日）

2. 免許状更新講習の在り方

（5）修了認定の在り方

① 修了認定の基準

講習の修了認定は、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に行うこととする。（別紙2参照）

講習の到達目標は講習の内容とあわせ告示で示すこととなるが、この到達目標に照らし、最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当である。

評価の基準は、別紙2に示したように5段階程度で行うなど、修了認定の客観性を担保することが適当であり、開設者は、受講者本人から要望があった場合には、評価結果を開示することも検討すべきである。

ただし、免許管理者が免許状の更新又は更新講習修了確認を行うためには、修了認定の有無のみが分かれば足りるため、開設者が講習の修了認定証明書の発行を行うにあたって、本人の意向に反して、修了の可否の他、具体的評価結果まで示すことは適当でない。

② 修了認定の方法

講習の課程の修了認定（課程の一部の履修の認定を含む。）は、講習の開設者が試験により行うこととする。

限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うこととすることが適当である。試験の方法は筆記試験（択一式、論述式を含む。）によるか実技試験（模擬授業の採点等を含む。）によるかを問わないが、例えば、複数人の採点担当者で見分するなど、適切な認定が確保されるよう行われることが望ましい。

なお、修了認定試験に要する時間は30時間内に含めることとしても差し支えない。

開設認定基準				修了認定基準		
事項	細目	含めるべき内容	留意事項	到達目標	確認指標	
1. 教育の最新に関する事項 (12時間以上)	① 教職についての省察	学校を巡る状況変化	●学校を巡る近年の様々な状況変化について、適切に扱うこと。	●各種報道、世論調査、統計など客観的・具体的な材料を適切に用いること。	●学校を巡る近年の様々な状況変化について、客観的かつ具体的に理解している。	●各種報道、世論調査、統計の動向等を分析・理解し、説明することができるか。
		専門職たる教員の役割	●各自の教職生活を振り返る機会を与え、子ども観、教育観等について省察させること。	●教育的愛情、倫理観、遵法精神など、教員に対する社会の要請の強い事柄には特に留意すること。	●教員に国民が何を期待しているか、理解している。	●各自の現状を自ら分析し、自らが向かうべき方向を明確に意識し、説明できるか。
	② 子どもの変化についての理解	子どもの発達に関する課題	●子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容(特別支援教育に関するものを含む。以下同じ)を適切に扱うこと。	●LD、ADHDはじめ特別支援教育に関する新たな課題については、必ず扱うこと。	●子どもの発達に関する最新の科学的知見の概要を理解している。	●LD、ADHDはじめ特別支援教育に関するものも含め、子どもの発達に関する最近の科学的な課題を理解し、説明できるか。
		子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方	●子どもの生活の変化を踏まえた、具体的な指導上の課題を適切に扱うこと。	●居場所づくりを意識した集団形成、多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割、生活習慣の変化を踏まえた生徒指導、社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育などの課題について、具体的に扱うこと。 ●カウンセリング・マインドの必要性にも留意すること。	●子どもの生活の変化を踏まえた指導の在り方を理解している。	●子どもの生活の変化を踏まえた、具体的な指導上の課題及び対処方法を理解し、説明できるか。
	③ 教育政策の動向についての理解	学習指導要領改訂等の動向	●学習指導要領の改訂の動向等について、適切に理解させる内容を含むものであること。	●総則の趣旨を理解させる内容を適切に扱うこと。 ●意欲を喚起する学習指導、子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導など、近年の状況を踏まえた内容を適切に扱うこと。	●学習指導要領の改訂の動向等について理解している。	●学習指導要領の改訂など教育課程の編成に係るの動向等について理解し、説明することができるか。
		その他教育改革の動向	●法令改正、国の審議会の状況等について、適切に取り扱うこと。		●教育改革の動向の概要を理解している。	●教育改革の動向の概要を理解し、説明することができるか。
	④ 学校の内外での連携協力についての理解	各種課題に対する組織的対応の在り方	●様々な問題に対する組織的対応の必要性について、適切に理解させる内容を含むものであること。	●学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成、保護者・地域社会との連携など、近年の状況を踏まえた内容について、適切に扱うこと。 ●特に対人関係、日常的コミュニケーション等の重要性に留意すること。	●様々な問題に対する組織的対応の必要性について理解している。	●様々な問題に対する組織的対応の必要性について、校内外での自らの役割と関連付けながら理解し、説明することができるか。
		学校における危機管理上の課題	●学校における危機管理上の課題について、適切に扱うこと。	●校内外の安全確保に関する内容は、必ず含めること。 ●その他、情報セキュリティなど、近年の状況を踏まえた内容を適切に扱うこと。	●学校における危機管理の必要性について、理解している。	●子どもの安全確保はじめ具体的な危機管理の課題について、近年の状況を踏まえ理解し、説明することができるか。
2. 教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 (18時間以上)		●幼児・児童・生徒に対する指導上必要な課題について適切に取り扱うこと。	●指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいずれかについて最新の内容を取り扱うこと。	●幼児・児童・生徒に対する指導上の必要な課題について理解している。	●指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいずれかについて最新の内容を理解し、説明することができるか。	

(注1) ①～④の各事項及びその細目に割り当てられるべき時間、講義の順番、担当教員の組み合わせ等については、大学の判断による。

(注2) 上記の事項について、省令、告示、通知等のどのような方法で規定するか、どの事項を必須事項又は行政指導事項とするか等については検討が必要。

修了認定基準の運用に当たっての評価基準（案）

- 修了認定は、開設者の行う筆記試験又は実技試験による成績審査に合格した者に対して行う。
- 成績審査については、各事項の到達目標の内容について、対応する確認指標に照らし、以下のS・A・B・C・Fで評価を行い、Fと評価された者のみ不認定とする。
- 開設者の判断により、複数の事項について一括で評価し修了認定を行うことも差し支えないが、修了認定の方法は受講生の募集時にあらかじめ公表しておく必要がある。

評価	点数	評価の定義
S	90～100点	当該事項の到達目標の内容をほぼ完全に理解し、説明できるものと認められる。
A	80～89点	当該事項の到達目標の内容を十分に理解し、説明できるものと認められる。
B	70～79点	当該事項の到達目標の基幹部分は理解し、説明できるものと認められる。
C	60～69点	当該事項の到達目標のうち、最低限の部分は理解し、説明できるものと認められる。
F	0～59点	当該事項の到達目標に及ばない。

●教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について（平成20年4月1日事務次官通知）

第4 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正並びに免許状更新講習規則の制定に関する留意事項

Ⅲ 免許状更新講習規則の制定関係

4. 修了認定の基準について（更新講習規則第6条関係）

- 更新講習規則第6条の講習の課程の修了認定（課程の一部の履修の認定を含む。以下同じ。）は、別紙2の到達目標に照らし、講習で取り扱った事項について最低限の理解が得られている場合に行うこととすること。
- 修了認定のための成績審査は、客観的に行われる必要があること。また、修了認定は、講習の終了後すみやかに行われるよう努められたいこと。

5. 修了認定の方法について（更新講習規則第6条関係）

- 更新講習規則第6条に規定する試験の方法は択一式、論述式その他筆記試験、模擬授業の採点その他実技試験及び口頭試験等の多様な方法が考えられること。
- 試験に要する時間は、免許状更新講習の時間（30時間以内）に含めることとしても差し支えないこと。
- 修了認定に当たっては、成績審査の適正性を確保するため、受講申込書に写真の貼付を求めるほか、試験時に身分証明書の提示を求めるなど、本人確認が確実に行われるようにすること。

免許状更新講習（修了）（履修）証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

生年月日

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法第9条の3に定める免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。

平成 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇 印

記

1. 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (平〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇号)	12時間	平成 年 月 日

2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (平〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇号)	6時間	平成 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 「対象免許種（対象職種）」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」又は「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のうちいずれか一方について証明する場合には、他方の欄は設けないこととする。